

千代田神立ラインとタクシー利用料金助成事業に係る 今後のスケジュールについて

1 千代田神立ライン

(1) 導入に至るまでの経緯

平成27年度に市地域公共交通会議において、市民の日常の移動状況などを把握するため、市民や公共交通利用者などを対象にアンケート



調査を実施し、その結果、買い物を目的とする移動については、市内中心市街地が最も多く、通院を目的とする移動については、土浦協同病院や神立病院への移動ニーズが高いことが分かった。この調査結果を受け、平成29年度から中心市街地の循環とJR神立駅と土浦協同病院間の運行を含めた新たなバス路線の導入を検討し、平成30年2月に開催した平成29年度第4回市地域公共交通会議において導入の方針が決定された。

(2) 運行目的

JR神立駅を拠点として、神立病院や千代田ショッピングモール周辺の市街地循環並びにJR神立駅と土浦協同病院を結ぶ新たな路線「千代田神立ライン」を本年10月から土浦市とともに運行し、



(千代田神立ライン運行予定車両)

バスネットワークの強化を図り、持続可能な交通体系の実現に寄与することを目的とする。

(3) 運行形態（予定）

- ▷ 運行方法 定時定路線型
- ▷ 運行本数 1日7往復（14便）
- ▷ 運行時間帯 6時台後半始発～18時台後半終発
- ▷ 運賃 市地域公共交通会議で協議の調った運賃

(4) 運行事業者

関鉄グリーンバス株式会社（石岡市行里川5-18）

(5) 今後の予定

- | | |
|-----------|---|
| 令和元年 6月下旬 | 運行計画・運賃の承認 運行時刻の決定 運行事業に関する協定の締結 |
| 8月上旬 | 事業計画承認申請・協議運賃届出 |
| 8月下旬 | 運賃・運行時刻などを市議会に報告 ▷ 事業計画承認後、市ホームページや 広報紙などを通じて広く市民等に周知 |
| 10月1日 | 運行開始 |

(6) その他

- ・ 一般旅客自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間
事業計画承認申請から許可までの標準処理期間は、概ね2ヶ月程度要するが、地域公共交通会議等で協議の調った新規バス路線に関する事案については、特段の事業がない限り、概ね1ヶ月程度となる。
- ・ ポスター等の掲示
千代田神立ラインに関する啓発ポスター等を作成し、市役所内をはじめ、新規バスの路線上の企業や商店等に協力を求め、積極的に周知を図る。

2 タクシー利用料金助成事業（案）について

(1) 導入に至るまでの経緯

市地域公共交通会議において、平成29年度から新たな公共交通利用支援策として、地域のタクシー事業者との連携によるタクシー利用助成の導入を検討し、平成30年2月に開催した平成29年度第4回市地域公共交通会議において導入の方針が決定された。

(2) 事業の目的

市地域公共交通会議では、新たな公共交通利用支援策として、60歳以上の市民で、運転免許証の交付を受けていない者に対し、本年10月からタクシー料金の一部を助成するタクシー利用助成券（相乗り券を含む。）を交付し、経済的な負担の軽減と地域公共交通のより一層の充実に資することを目的とする。



(3) 助成対象者

本市に住所を有し、次の要件を満たす者を対象とする。ただし、かすみがうら市要援護高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業により福祉タクシー助成券の交付を受けている者（受給資格を有する者を含む。）や医療機関に入院している者などは対象としない。

- ▷ 満60歳以上の者
- ▷ 運転免許証（原動付自転車免許を除く。）を持たない者

(4) 交付枚数と助成額

- ▷ 交付枚数
 - タクシー利用助成券 1人あたり年間72枚（1か月につき6枚）
 - タクシー利用相乗り券 1人あたり年間5枚

- ※ タクシー利用相乗り券とは、2人以上の助成対象者がタクシーを同乗利用した場合に限り、1回の乗車につき助成券と相乗り券をそれぞれ1枚使用できるもの。
- ※ タクシー利用助成券と相乗り券は、助成券交付決定日の属する月から当該年度分を一括交付する。

▷ 助成額

- ◎ タクシー利用助成券と相乗り券それぞれ
1枚につき 500円

- ※ 助成対象者1人あたり年間最大38,500円分（助成券36,000円、相乗り券2,500円）の助成券を交付。

▷ 助成券の再発行

- ◎ タクシー利用助成券と相乗り券は、再発行しない。ただし、汚損した場合は、汚損した助成券や相乗り券と同一枚数を再発行する。

(助成券表面)

| | |
|---|---------------------|
| 年度 | |
| かすみがうら市タクシー利用助成券 | |
| 助成額 | 500円 |
| 氏名 | |
| 交付番号 | 第 号 |
| <small>～ 助成対象者の方へ～</small> <small>1 この助成券は、本券に記載されている方以外は使えません。</small> <small>2 この助成券は、1回の乗車につき1人1枚に限り使用できます。</small> <small>3 この助成券を使用する際、乗務員から身分証明の提示を求められることがあります。</small> | |
| 有効期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 教目 | かすみがうら市地域公共交通会議会長 印 |

(助成券のイメージ)

(5) 申請から助成券交付までの流れ

申請から助成券交付までの流れは、次のとおりとする。

1. 助成券の交付申請

交付申請書の提出又は専用フォーム*からの申請手続きを行う。

- ※ 近年、パソコンをはじめ、スマートフォンやタブレット型端末の普及に伴い、市ホームページのタクシー利用助成事業に関するページ内に設置する専用フォーム（いばらき電子・届出サービス：簡易申請システム）から申請手続きを行うことができようにする。

2. 助成券の交付決定

申請書の内容を審査*のうえ、後日、助成券を郵送する。

- ※ 審査の過程において、虚偽その他不正な手段により助成券の交付を受けようとする疑いがある等により、特に慎重な審査が必要となった場合は、申請者に対し、必要書類の提出を求める。

(6) 利用方法

- ▷ タクシー利用助成券は、1回の乗車につき1人1枚に限り使用できるものとする。
- ▷ タクシー利用助成券と相乗り券は、当該券に記載されている者以外は使用できないものとする。ただし、助成対象者本人と同居する家族などを同乗させることができるものとする。
- ▷ タクシー利用助成券と相乗り券で助成される金額はそれぞれ500円とし、精算の際に助成券と相乗り券の必要枚数を乗務員に手渡し、助成対象者はその差額を支払うものとする。

(7) 助成券を利用できるタクシー事業者

市地域公共交通会議の会長とこの事業の適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める協定書を締結したタクシー事業者が運行するタクシーとする。

(8) 不正使用等への対応

助成対象者が虚偽その他不正な手段によって助成券の交付を受けた場合や有効期限を過ぎての使用や本人以外の使用など不正に助成券を使用した場合などがあつたときは、交付決定を取り消し、助成した金額と助成券の返還を命じる。

(9) 今後の予定

| | |
|-----------|--------------------|
| 令和元年6月上旬 | 要綱公布 |
| | 事業内容・事前申請受付開始日等の周知 |
| 7月上旬～9月中旬 | タクシー利用助成券の交付申請受付 |
| 9月下旬 | 助成対象者に簡易書留等により郵送 |
| 10月1日 | 要綱施行（事業開始） |

(10) その他

9月中旬までに交付申請の手続きを行い、審査の結果、助成対象者となる者には、本年10月から翌年3月末日までの間に利用できるタクシー利用助成券36枚と相乗り券3枚を9月下旬までに自宅に郵送する。